

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

令和4年7月15日

広島高速道路公社 理事長 熊谷 鋭

1. 業務概要

- (1) 業務名 広島高速5号線（Cランプ第2橋・Dランプ第3橋）橋梁詳細設計業務
- (2) 業務内容 本業務は、広島高速2号線と5号線の連結路であるCランプ第2橋及びDランプ第3橋の橋梁詳細設計（鋼橋上部工、下部工）を行うものである。
 - ・上部工詳細設計 1式
 - ・下部工詳細設計 1式
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和6年1月31日まで

2. 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たしている者であること。

- (1) 公告の日において、広島高速道路公社における令和3・4年度測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格者名簿に登録を有しており、かつ、広島県における令和3・4年度測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格者名簿に、「土木関係建設コンサルタント」分野の「鋼構造及びコンクリート」部門において国土交通省の建設コンサルタント登録を有することが確認できる者であること。
- (2) 広島高速道路公社契約細則第2条に該当していないこと。
- (3) 次のいずれにも該当していないこと。
 - ① 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、広島高速道路公社が別に定める手続に基づく入札参加資格の再認定を受けていない者。
 - ② 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、広島高速道路公社が別に定める手続に基づく入札参加資格の再認定を受けていない者。
 - ③ 不渡手形又は不渡小切手を発行し、銀行当座取引を停止されている者。
- (4) 公告の日から特定の日までの間において、広島高速道路公社競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 公告の日から特定の日までの間において、営業停止処分（本件業務の入札に参加し、又は本件業務の受注者となることを禁止する内容を含まない処分を除く。）を受けていない者であること。
- (6) 広島県内に、本店又は支店等（継続して契約権限等を受任しているものに限る。）を有する者であること。
- (7) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

① 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号の規定による会社等をいう。以下同じ。）である場合は、除く。

ア 親会社と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、イについては、会社等の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等である場合は除く。

ア 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①又は②と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

3. 技術提案書の提出者を選定するための基準

(1) 参加表明者の経験及び能力

当該部門の建設コンサルタント登録、同種業務の実績の内容及び業務成績、業務表彰の有無

(2) 配置予定技術者の経験及び能力

配置予定技術者の資格、同種業務の実績の内容、業務成績及び従事期間、業務表彰の有無、手持ち業務の状況

(3) 業務実施体制（再委託又は技術協力の予定を含む）

再委託の内容、業務の分担構成

4. 技術提案書を特定するための評価基準

(1) 配置予定技術者の経験及び能力

配置予定技術者の資格、同種業務の実績の内容、業務成績及び従事期間、業務表彰の有無、手持ち業務の状況、ヒアリング（専門技術力、取り組み姿勢、コミュニケーション力）

(2) 業務実施方針及び実施フロー等

業務の理解度、実施手順の妥当性等

(3) 特定テーマに対する技術提案書

的確性、実現性

5. 手続等

(1) 担当部課

1) 入札・契約手続に関すること

広島市東区温品一丁目8番23号

広島高速道路公社 総務部総務課経理係 電話 (082) 508-6848

2) 業務内容・技術資料に関すること

広島市東区温品一丁目8番23号

広島高速道路公社 建設部建設第二課 電話 (082) 508-6855

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

説明書は、広島高速道路公社のホームページから入手するものとする。なお、インターネットに接続できない場合は、以下の交付場所でも交付する。

交付期間：公告の日から令和4年8月4日（木）の午前9時00分から午後5時00分まで（土曜日、日曜日及び祝日等を除く。）

入手方法：広島高速道路公社ホームページの入札関連情報のページから入手可能
(アドレス <http://www.h-exp.or.jp/>)

交付場所：(1) 1) に同じ

交付方法：ホームページから入手できない場合は、直接手渡しによる交付とする。郵送又はFAXによる交付依頼には応じない。

添付資料：本業務の説明書には、契約書（案）、特記仕様書（案）を添付している。いずれも上記の入手方法・交付場所で、入手・交付可能である。

(3) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限：令和4年8月5日（金）午後5時00分までとする。

提出場所：(1) 1) に同じ。

提出方法：参加表明書は3部を郵送することとし、持参又はFAXによるものは認めない。
なお、郵送方法は一般書留又は簡易書留のいずれかの方法にて行うこと。

(4) 技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限：令和4年9月22日（木）午後5時00分までとする。

提出場所：(1) 1) に同じ。

提出方法：技術提案書は3部を郵送することとし、持参又はFAXによるものは認めない。
なお、郵送方法は一般書留又は簡易書留のいずれかの方法にて行うこと。

6. その他

(1) 契約保証金 要。

(2) 契約書作成の要否 要。

(3) 当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との
随意契約により締結する予定の有無 無。

(4) 関連情報を入手するための照会窓口 上記5(1)に同じ。

(5) 技術提案書に関するヒアリングを行う。

(6) 詳細は説明書による。